# 3 収支等の状況

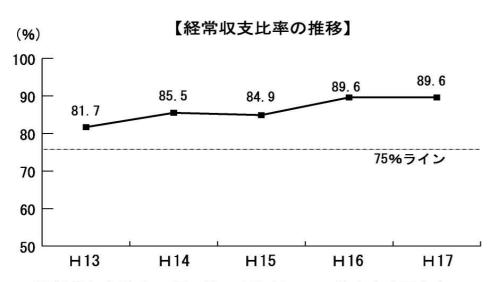
本市における収支状況については、<u>実質収支</u>を見ると黒字となっています。しかしながら、その内容は決して楽観視できるものではありません。

実質収支から前年度の繰越金を除く単年度収支から、実質的な 黒字要素や赤字要素を除いたその年度の収支を示す<u>実質単年度</u> 収支は、平成14年度以降赤字となっています。

単年度収支には、市の貯金にあたる財政調整基金の取り崩し (歳入)や財政調整基金への積み立て(歳出)などが含まれてい ます。これらの要素を差し引いた場合、収支がマイナスとなって いるのが現状であり、必ずしも健全な財政を維持しているとは言 えません。

また、<u>地方公共団体</u>におけるの財政の弾力性を示す<u>経常収支比</u> 率は、75%程度の水準が妥当であると考えられていますが、本 市ではその指数が約85%程度となっており、財政の硬直化が問 題となっています。

これまでにも述べたように、歳入財源(一般財源)の確保がますます厳しくなる中、義務的経費をはじめ、歳出の抑制を行わなければ、収支の均衡を保つことも難しくなります。さらに、この悪化傾向が続けば、財政再建準用団体に転落することも危惧されるのが現状です。



※経常収支比率の75%は、市町村でこの比率を上回らない ことが望ましいとされているライン。

### 実質収支

その年度の歳入歳出 の差引額(形式収支) から翌年度へ繰り越す べき財源を除いた決算 額を言います。

### 実質単年度収支

単年度収支に、当該 年度において積み立て た財政調整基金及び地 方債の繰上償還金を加 え、これから当該年度 において取り崩した財 政調整基金の額を差し 引いて算出します。

### 地方公共団体

地方公共団体とは一定 の地域を基礎とし、一 般的には県庁や市役所 のことを言います。

### 経常収支比率

# 財政再建準用団体

地方財政再建促進特別措置法の規定を準用して国の指導で財政を 再建する地方公共団体を言います。

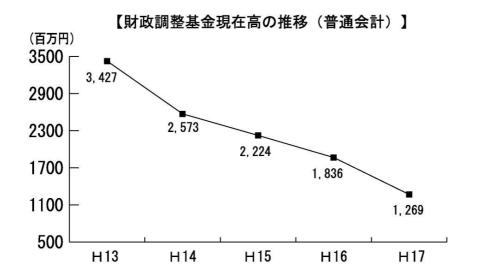
# 4 財政調整基金残高及び地方債現在高

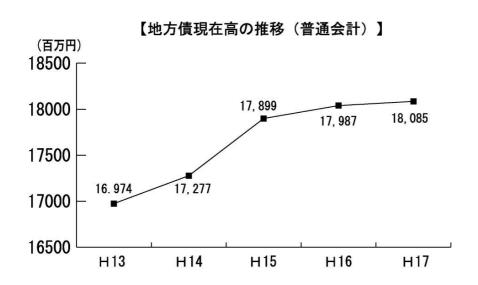
本市における<u>財政調整基金</u>の残高は、年々減少傾向にあります。 財政調整基金には、前年度の実質収支の2分の1を下回らない 額と標準財政規模の1%を積み立てることになっております。

しかしながら、その積立額を上回って財政調整基金の取り崩し を行い、財源の確保を行っているのが現状であります。

また、地方債現在高は、平成 16 年度末で約 180 億円となっており、公債費は平成 20 年度頃まで増加傾向にあります。地方債の発行は、将来にわたり公債費として財政を圧迫しますので、地方債の発行については、中長期的な観点からより厳しい限度を設定し、地方債発行額を抑制していかなければなりません。

これまでどおりの財政調整基金の運用を行った場合には、平成 21 年度には基金残高が枯渇することが見込まれます。





### 財政調整基金

予測できない収入の 減や支出の増加に備 え、また年度間の財源 の不均衡を調整するた めに、積み立てる基金 を言います。(基金は市 の貯金にあたるもので す。)

### 標準財政規模

地方公共団体が標準 的な行政活動を行うた めに必要な経常的一般 財源(市税・普通交付 税・地方譲与税等)の 規模を示すものを言い ます。(本市では、平成 16年度で7,902,975千 円)

## 地方債現在高

市が借入れてきた地 方債(借金)の残高を 言います。

#### 公債費

市の借金である地方 債の返済に要する経費 であり、具体的には元 金と利子を言います。

公債費の増加は、将 来の財政運営を圧迫す るため、公債費の比率 が高いところは、起債 を許可しないとか制限 を加えるなどの方法が とられます。